

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の元気・公共投資臨時基金及び海岸漂着物対策基金を新たに設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県地域の元気・公共投資臨時基金	地域における公共投資を円滑に実施し、防災対策、減災対策等の推進及び産業基盤、生活基盤等の整備を図るための経費に充てること。
鳥取県海岸漂着物対策基金	海岸漂着物の円滑な回収及び処理並びに発生の抑制を図り、もって海岸における良好な景観及び環境の保全に資すること。

(2) 施行期日は、公布日とする。